

高額介護(予防)サービス費等支給申請について

要介護（要支援）者が支払った介護保険の1割～3割の利用者負担額が所得に応じた一定の上限額を超えた場合は高額介護サービス費等として、超えた分が払い戻されます。

◎申請等について

〔支給申請について〕

- 給付の対象予定となる方には、サービス利用月の翌々月の末に、申請書とお知らせの通知を送付します。送られてきた申請書に記入押印をして申請してください。その後、決定通知書を送付します。
- 原則、申請された月の翌々月の10日（10日が休日の場合、前開庁日）に本人の口座に振り込まれます。※年間上限該当分については振り込み日が異なる場合があります。
- 保険料の未納があり、給付制限を受けている間は、支給されません。
- 1回申請をされますと、翌月以降に高額介護サービス費の対象となった場合、自動的に登録された口座へ振り込みます。
- （注意）・申請不備の場合は、振り込みまでの手続きが遅くなる場合があります。

・申請書に記入された口座を解約しないようにして下さい。

〔支給金額の変更について〕

- 通知文書に記載されている支給予定金額については各種減免認定や請求状況によって変更となる場合があります。

◎利用者負担上限額（支給要件）の考え方

所得に応じた上限額の設定がなされており、上限額を超えた分が払い戻されます。

利用者負担段階区分		利用者負担の上限額（月額）
現役並み所得者 （住民税課税世帯で同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる方）		44,400円 （個人、世帯合計）
一般世帯（課税世帯で上記現役並み所得者がいない世帯） ※経過措置 一般世帯のうち介護保険の負担割合が1割負担者のみの世帯は、年間の負担総額が446,400円（37,200円×12月）を超えない仕組みとなります（平成32年7月まで）。		44,400円 （個人、世帯合計）
住民税非課税世帯	下記の要件に該当しない方	24,600円 （個人、世帯合計）
	●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ●高齢福祉年金受給者	24,600円（世帯合計） 15,000円（個人）
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない方		15,000円 （個人、世帯合計）

※経過措置の計算期間は8月から翌年7月までとなります。例えば、平成29年度分の計算期間は平成29年8月～平成30年7月までとなり、この期間に446,400円を超える負担のあった世帯に、高額介護（予防）サービス費等が支給されます。原則として翌年7月31日時点の世帯に基づいて計算します。例えば、平成29年度分については、原則平成30年7月31日時点の世帯に基づいて計算します。

参考（例2）：住民税非課税世帯で同一世帯に要介護者の配偶者（介護保険利用者負担額27,000円）
 がいる要支援者の場合

☆利用者負担額

● 介護予防通所リハビリ	3,000円	高額介護予防サービス費支給対象
● 介護通所介護相当サービス（総合事業）	3,000円	高額介護予防サービス費相当支給費対象
● 住宅改修	20,000円	支給対象外
● 福祉用具購入	10,000円	支給対象外

※要支援者の上限額の計算 世帯上限額24,600円を按分する。

$$3,000 \div (27,000 + 3,000 \times \text{介護関係の夫婦合計負担額}) = 0.1$$

$$24,600 \times 0.1 = 2,460 \text{円 (上限額)}$$

$$3,000 \text{円 (介護予防通所リハビリ費用)} - 2,460 \text{円 (上限額)} = 540 \text{円 (高額介護予防サービス費支給額)}$$

$$3,000 \text{円 (介護通所介護相当サービス費用)} = \text{高額介護予防サービス費相当支給費支給額}$$

※介護予防通所リハビリの費用が高額介護サービス費の上限額を上回っているため、総合事業分は全て支給される。

介護予防給付、総合事業支給

※利用者負担（1割～3割負担）

